

社会福祉法人制度改革に伴う定款変更及び法人運営の見直し等について

(参考1) H28.7.8 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料2の一部改訂版:4~36P

(参考2) 平成28年10月21日 第5回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会資料3:37~43P

(参考3) 社会福祉法人における情報の公表について:44~45P

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント①

1. 定款例の趣旨

- 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- 社会福祉法人定款例は、各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

2. 定款の確認方法

- 定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。
 - ※1 少なくとも、定款例と同じ内容であれば、問題はないこと。
 - ※2 法令上で規定されているものについては、定款上で定めがなくとも、当然に適用されること。
- また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の 記載例及び備考について留意するとともに、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款 変更に関するQ&A」を参考とすること。

(租税特別措置法第40条の特例の適用)

・ 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっては、社会福祉法人が受贈法人として国税庁 長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項を参考とすること。ただし、租税特別措置法第40 条の特例の適用を受けるか否かは<u>各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないこと</u>に留 意することが必要であること。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント②

区分	説明	定款例における該当条項
必要的記載事項	必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項(法第31条第1項各号に掲げる事項等) ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。	 ○第1条(目的)、第2条(名称)、第4条(事務所の所在地) ○第2章 評議員、第5条(評議員の定数)、第6条(評議員の選任及び解任)、第8条(評議員の報酬等) ○第3章 評議員会 ○第4章 役員及び職員、第15条(役員の定数)第1項 ○第5章 理事会 ○第6章 資産及び会計、第28条(資産の区分)、第29条(基本財産の処分) ○第7章 解散、第36条(解散)、第37条(残余財産の帰属) ○第8章 定款の変更、第38条(定款の変更) ○第9章 公告の方法、第39条(公告の方法) ○附則(設立当初の役員及び評議員*)※評議員の記載は、平成29年4月1日以降に設立された法人に限る。
相対的記載事項	必要的記載事項と異なり、 記載がなくても定款の効力 に影響はないが、法令上、 定款の定めがなければその 効力を生じない事項	 ○評議員補欠の任期(第7条備考の第2項部分) ○評議員会の決議事項における理事及び監事の報酬等の額(第10条(2)) ○会計監査人に関する事項(第4章題、第15条目次及び第4項、附則) ○理事長及び業務執行理事の理事会への報告頻度(第17条備考の第3項部分) ○役員補欠の任期(第19条備考二の第2項部分) ○理事会の招集権者(第25条) ○理事会の決議の省略(第26条第2項) ○公益及び収益を目的とする事業を行う場合の資産の区分(第28条備考)
任意的記載事項	法令に違反しない範囲で任 意に記載することができる 事項	

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント③

<相対的記載事項の例>※定款例で記載されているものを含む。

【役員等関係】

- ○会計監査人の設置(法第36条第2項)
- ○評議員の任期の伸長(法第41条第1項但書)
- ○評議員の補欠の任期(法第41条第2項)
- ○役員の任期の短縮(法第45条)

【評議員会関係】

- ○評議員会の決議事項の追加(法第45条の8第2項)
- ○評議員議題提案権における請求期間(法第45条の8第4項において準用する一般法人法第184条)※下回る場合のみ可
- ○評議員議案提案権における評議員の賛成割合(法第45条の8第4項において準用する一般法人法第185条)※下回る場合の み可
- ○評議員議案通知請求権における評議員の賛成割合(法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条第2項)※下 回る場合のみ可
- ○評議員による所轄庁の許可を得ての評議員会の招集に当たっての評議員会の招集通知発出期間(法第45条の9第5項第2号)※下回る場合のみ可
- ○評議員会における評議員の出席割合及び決議割合(法第45条の9第6項)※上回る場合のみ可
- ○評議員における特別決議の割合(法第45条の9第7項)※上回る場合のみ可
- ○評議員会の招集通知の期間の短縮(法第45条の9第10項において準用する一般法人法第182条第1項)

【理事会関係】

- ○理事会のおける理事の出席割合及び決議割合(法第45条の14第4項)※上回る場合のみ可
- ○理事会議事録に署名又は記名押印をする者の変更(法第45条の14第6項)※「出席した理事及び監事」から「出席した理事長及び監事」への変更
- ○理事会の収集通知の期間の短縮(法第45条の14第9項において準用する一般法人法第94条第1項)
- ○理事会の決議の省略(法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条)

【役員等の損害賠償責任関係】

- ○理事会による免除に関する定め(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項及び第4項)
- ○非業務執行理事等における責任限定契約(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項)

(参考1)

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項 (経営組織の見直し)

H28.7.8 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料2の一部改訂版

1. 社会福祉法人の各機関について

経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<改正前>

<改正後>

理事 理事長 理事会

- ●理事会による理事・理事長に対する牽制機能が 制度化されていない。
- ●理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。 (注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。



- ●理事会を業務執行に関する意思決定機関として 位置付け、<u>理事・理事長に対する牽制機能</u>を 働かせる。
- ●理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員 評議員会 ●評議員会は、<u>任意設置の諮問機関</u>であり、 理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

(審議事項)

- •定款の変更
- ・理事・監事の選任 等



●評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、 <u>必置の議決機関</u>とする。

※小規模法人について評議員定数の経過措置 (決議事項)

- ・定款の変更
- ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
- ・理事・監事の報酬の決定等

監事

●監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や 財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が 定められていない。



●監事の権限、義務(<u>理事会への出席義務</u>、 報告義務等)、責任を法律上規定。

会計 監査人 ●資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上 又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、 その他の法人は5年に1回の外部監査が望まし いとしている(通知)。



●一定規模以上の法人への会計監査人による 監査の義務付け(法律)。

社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行 改正後 22222 法人運営に係る 評議員 諮問機関 重要事項の 222222 評議員 議決機関 評議員会 評議員会 説明 選任、解任 説明(求めに応じ) 諮問 意見 (求めに応じ) 理事 報告(不整な点があった場合) 理事の職務 理事 執行の監査 理事会 監事 監查 監事 監査 理事長 選定、解職 報告 会計監査人 理事会 理事長 (一定規模以上 の法人は必置) 理事会の設置や権限 •業務執行の決定 に関する規定がない 理事の職務執行の監督 法人の代表、 業務の執行

評議員・評議員会の改正のポイント

		(現行)
	位置付け	諮問機関(原則)
評議員会	設置義務	任意設置 ※ 通知において、保育所等のみを経営 する法人以外には、設置を求めている。
	資格	社会福祉事業に関心を持ち、 又は学識経験のある者で、当 該法人の趣旨に賛成して協力 する者 ※ 地域の代表者を加えるとともに、利用 者家族を加えることが望ましい。
評議員	員数	13名以上 (理事の定数(6名以上)の2倍 を超える数)
H1 H1/4/2	理事との兼務	可能
	親族等特殊関 係者の制限	各評議員について、特殊関係 に当たる者を一定数に制限 (理事と同様)
	選任方法	<u>理事会の同意</u> を得て、 <u>理事長</u> <u>が委嘱</u>

(改正後)

法人運営に係る重要事項の<u>議決機関</u>・役員の選任、解任等

必置

社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を 有する者

※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。

7名以上

(理事の員数(6名以上)を超える数)

※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人)

不可

各評議員・<u>各役員</u>について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。

※ 他の同一法人の制限については、<u>社会福祉法人を対象</u> 外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。

<u>定款で定める方法(例:評議員選任・解任委</u> 員会)によって選任

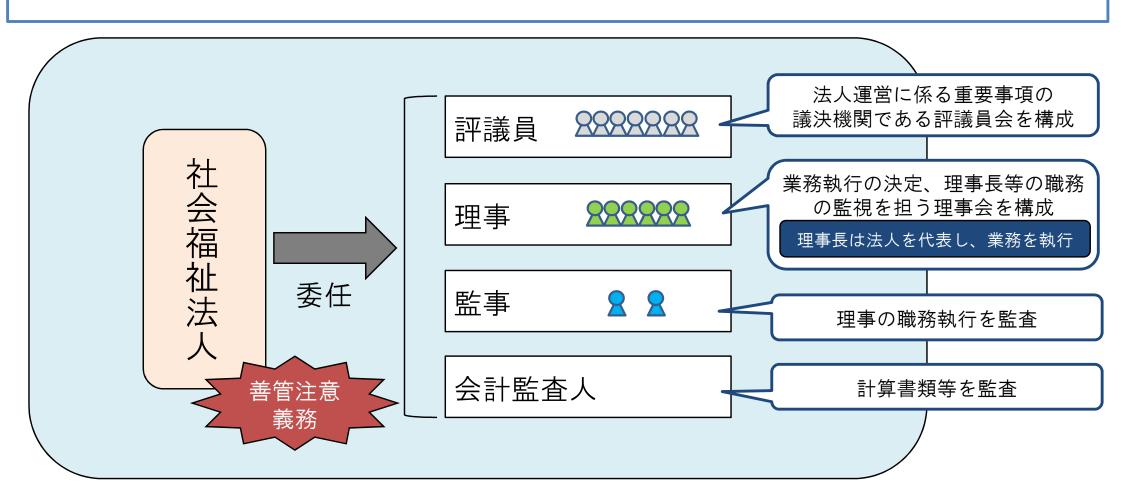
※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

評議員会・理事会について

	理事会(必置)	評議員会(必置)
位置付け	業務執行の決定機関 〇以下の職務を行う。(法第45条の13第2項) ・社会福祉法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定及び解職	運営に係る重要事項の議決機関 〇社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた 事項に限り、決議することができる。(法第 45条の8第2項)
決議事項	 ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引 ・計算書類及び事業報告等の承認 ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除 ・その他の重要な業務執行の決定 	 ・理事、監事、会計監査人の選任 ・理事、監事の報酬等の決議 ・理事等の責任の免除(全ての免除(※総評議員の同意が必要)、一部の免除)★ ・役員報酬等基準の承認 ・計算書類の承認 ・定款の変更★ ・解散の決議★ ・合併の承認(吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併)★ ・社会福祉充実計画の承認 ・その他定款で定めた事項 ★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項※出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。

理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者(受任者=理事・監事・会計監査人・評議員)は、 「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(=善管注意義務)を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわ らず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



評議員・理事・監事・会計監査人について①

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数(法第40条第3項) ※ 経過措置(<u>平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする</u> 。)	6名以上(法第44条第3項)	2名以上(法第44条第3項)	法人に応じて
資格 要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を 有する者 (法第39条)	・理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない(法第44条第4項)。 ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(同項第1号) ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(同項第2号) ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者(同項第3号)	・ 監事には、次に掲げる者 が含まれなければならない (法第44条第5項)。 ① 社会福祉事業について識 見を有する者(同項第1 号) ② 財務管理について識見を 有する者(同項第2号)	・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない(法第45条の2第1項)。 ・ 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない(同条第3項)。
選任. 解法	定款で定める方法 (法第31条第1項第5号) ※ 外部委員が参加する機関の決定に従っ て行う方法等 ※ 理事又は理事会が評議員を選任・解任 する旨の定めは無効(同条第5項)	・ 理事の選任・解任は、 <u>評議員会</u> <u>の決議</u> による(法第45条の4第1 項)	・ 監事の選任・解任は、 <u>議員会の決議</u> による(法第 45条の4第1項)。 ・ 理事による、監事の選任 に関する議案の評議員意の 提出に対する監事のは 提出については、監事の 提出について決定する 43条第3項において準用する 一般法人法第72条)。	イ 会計監査人の解任 ・ 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる(法第45条の4第2項)。 ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

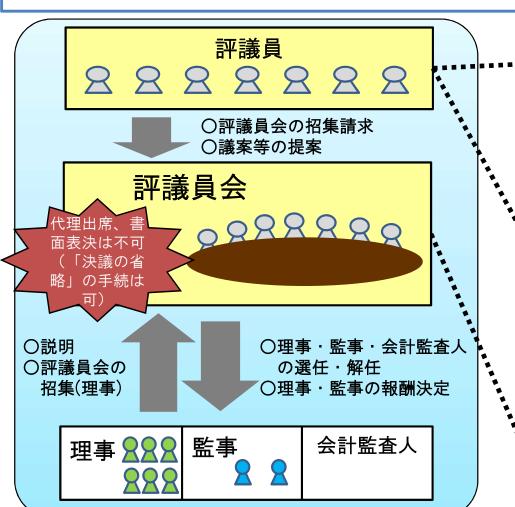
評議員・理事・監事・会計監査人について②

	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	・ 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法第41条第1項)・ 定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能(同項ただし書)・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満る時までとすることは可能。	・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法第45条)。・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。	・ 監事の任期は、選任後2年 以内に終了する会計年度のう ち最終のものに関する定時評 議員会の終結の時まで (法第 45条)。 ・ ただし、定款によって、そ の任期を短縮することも可能 である。 ・ また、監事を再任すること は差し支えなく、期間的な制 限はない。	・ 会計監査人の任期は、 <u>選任後1</u> 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法第45条の3第1項)。 ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる(第45条の3)。
欠員が 生じの 措置	・ 平成29年4月1日以降、評議 員に欠員が生じた場合には、 到の満了又は辞任に選任と 期の満員は、新たに選任なお 評議員が就任するまで、 評議員が就任するまで、 を有り。 ・ 非議員に欠による有 る(法第42条第1項)。 ・ また、評議員に欠によき が遅滞するがあるの請議した。 所轄庁は職権であるの請員により りては職権できるとは、よ職 ができる(法第42条第2項)。	・ 平成29年4月1日以降、理事に 欠員が生じた場合には、任期の満 了又は辞任により退任した理事が就任する まで、なお、理事としての権利義 務を有する(法第45条の6第1 項)。 ・ また、理事に欠員が生じ、事 務が遅滞するとときは、所又により は利害関係人の請求により行うは利害関係で、の請求により は利害関係を到しているとができる は利害関任することができる(法第 45条の6第1項)。	理事と同様	・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない(法第45条の6第3項)。・ なお、法人の責めによらない理由(監査法人の倒産等)により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。

2. 評議員・評議員会について

評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、<u>法人運営の基本ルール・体制を決定</u>するとともに、役員の 選任・解任等を通じ、<u>事後的に法人運営を監督する機関</u>として位置付けられることとなる。
- 〇 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、<u>評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定</u>される(法第45条の8第2項)。
- なお、<u>法律において評議員会の決議を必要としている事項</u>について、<u>理事、理事会その他の評議員会以外</u> の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない (同条第3項)。



【評議員の選任・解任】

・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・ 解任する旨の定款の定めは無効

【評議員の権限(主なもの)】

- · 評議員会の理事に対する招集請求(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。)
- · 議題提案権(議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで)
- · 議案提案権(評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能)

【評議員の義務】

·善管注意義務

【評議員の責任】

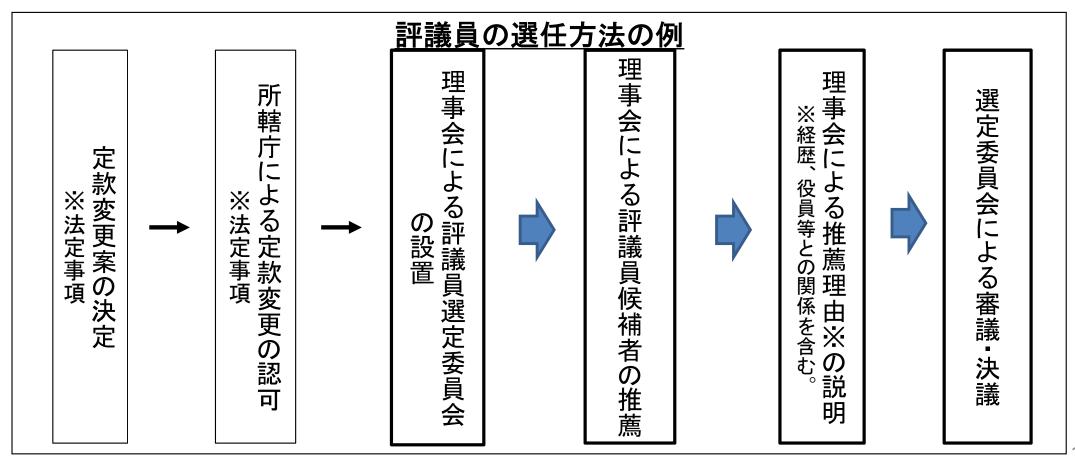
·損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限(主なもの)】

- ・理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認 、役員の報酬の決定等
- ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が 必要
- ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

評議員の選任方法(運用)

- <u>法人の理念や経営状況を理解</u>した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。
- ※ 法律上、<u>評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている</u>(一般財団法人・公益財団法人と同じ)。 理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式 で評議員を選任できる。
 - ・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。



評議員選任・解任委員会のイメージ

定款例(抜粋)

(評議員の選任及び解任)

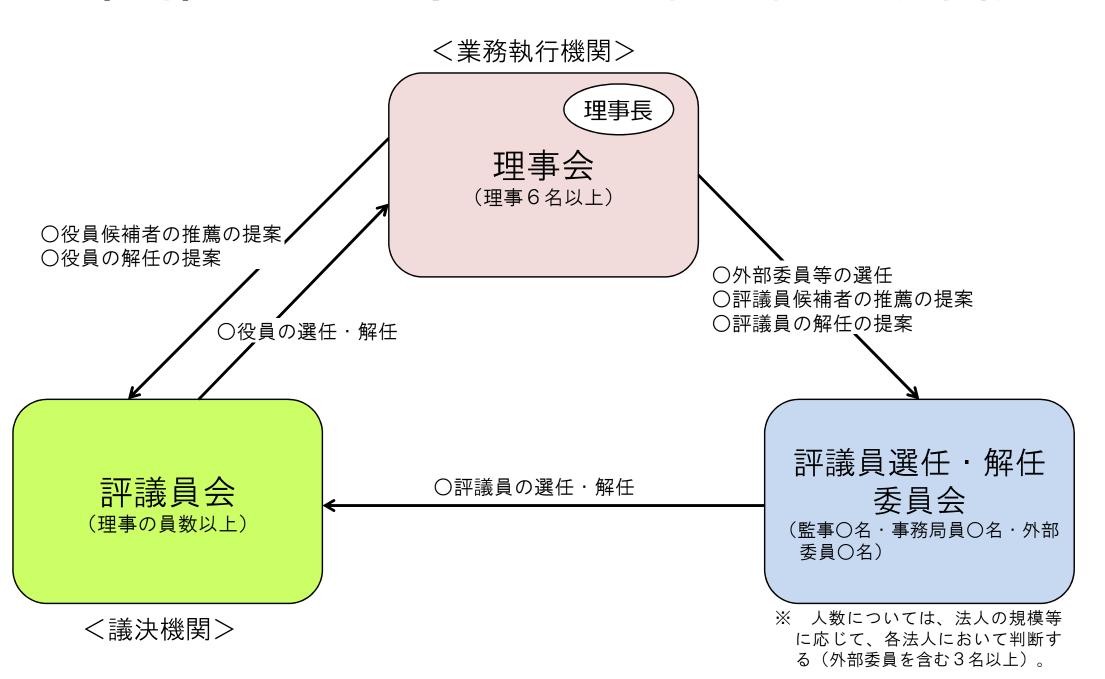
- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。
- 3 <u>選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。</u>評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と 判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<u>ただし、</u> 外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

Q&A

- 問 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか
- 答 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う<u>理事会において</u> 決定し、<u>理事が行うことが適当</u>である。
- 問 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。
- 答 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから(法第31条第5項)、<u>理事が評</u> 議員選任・解任委員となることは認められない。
- 問 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。
- 答 事務局員に法人の職員(介護職員等を含む。)がなることは可能である。
- 問 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。
- 答 <u>監事・事務局員を委員としないことは可能</u>であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、<u>少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当</u>である。

16

(参考)評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係



社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

○ 法律上、評議員は、<u>社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任</u>することとされている。

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうち から、定款の定めるところにより、選任する。

○ この識見を有する者については、<u>法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるも</u>のではない。

Q&A

<u>問 当該法人の職員であった者は評議員となることはできるか。</u>

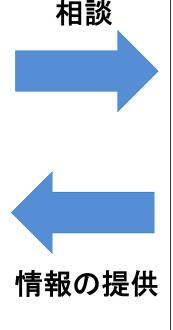
答 <u>可能</u>である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、<u>退職後、少なくとも1年程度経</u> 過した者とすることが適当である。

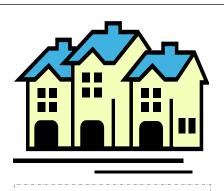
問 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。 答 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として<u>適正な</u> 手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の<u>地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を</u> <u>有する者に関する情報を収集</u>し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、<u>人材の情報を提供</u>する等の支 援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、<u>平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては</u>、 所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応 する。











社会福祉協議会

<所轄庁>

○ 法人からの評議員の確保に関する相談に応じて<u>必要な支援</u>を行う(<u>法人の自主性・自律性</u>を阻害しないことに配慮が必要)。

<所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県>

○ <u>社会福祉協議会が行う取組を支援</u>する。具体的には、<u>地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請</u>を行うとともに、得られた情報を<u>社会福祉協議会へ提供</u>することが考えられる。

<市区町村社会福祉協議会>

○ <u>担当者(部署)を決定</u>し、法人からの要請に 応じて、社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する人材に関する情報提供 等

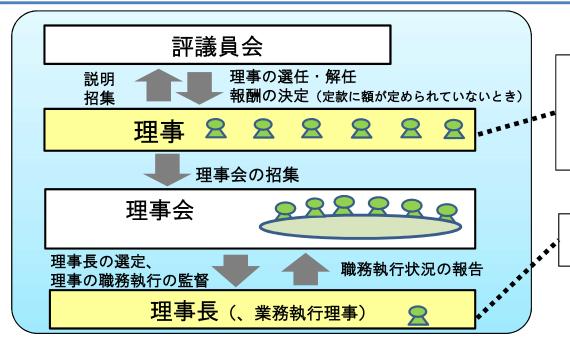
<都道府県・指定都市社会福祉協議会>

- <u>担当者(部署)を決定し、市区町村社協に対する支援</u>を実施。<u>専門職団体等と連携し、必</u>要な情報を市区町村社協に対し、情報提供。
- 〇 社会福祉法人からの要請にも対応できるよう <u>相談窓口を設置</u> 等

3. 理事・監事及び理事会について

理事

- 理事長の職務及び権限等
 - 理事長は、理事会の決定に基づき(法第45条の13第2項第1号)、法人の内部的・対外的な業務執行権限 を有する(法第45条の16第2項第1号)。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する(法第45条 の17第1項)。
 - 理事長は、3か月に1回以上(定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能)、 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない(法第46条の16第3項)。※業務執行理事も同様
- 業務執行理事の職務及び権限等
 - 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる (法第45条の16第2項)。業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限 はない(法第45条の17第2項)。
- ①及び②以外の理事の職務及び権限等
 - 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決 定に参画するとともに(法第45条の13第2項第1号)、理事長や他の理事の職務の執行を監督(同項第2号及 び第3号) する役割を担うこととなる。



【理事の義務(主なもの)】 【理事の責任(主なもの)】

- · 善管注意義務、忠実義務
- ・法人に対する損害賠償責任
- ・利益相反取引の制限
- ・第三者に対する損害賠償責任
- 評議員会における説明義務 ・特別背任罪、贈収賄罪
- ・監事に対する報告義務

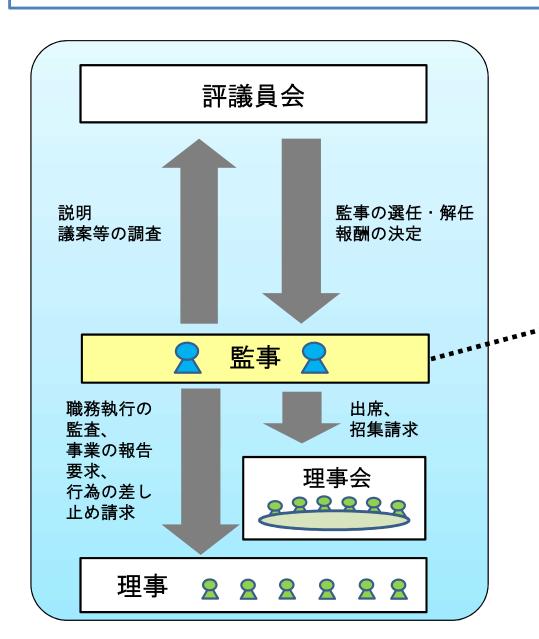
【理事長の権限】

【理事長の義務(主なもの)】

・法人の代表、業務の執行・理事会への職務執行状況の報告義務

監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課され る。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・計算書類等の監査
- ・事業の報告要求(理事、職員に対し)、業務・財産の 状況調査
- ・理事会の招集請求
- ・理事の行為の差止め請求 (法人に著しい損害が生ずる おそれがあるとき)
- ・会計監査人の解任

【監事の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務 (→理事と同じ)
- ・理事会への出席義務
- ・<u>理事会への報告義務</u> (理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)
- ・評議員会の議案等の調査・報告義務 (報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)
- ・評議員会における説明義務 (→理事と同じ)

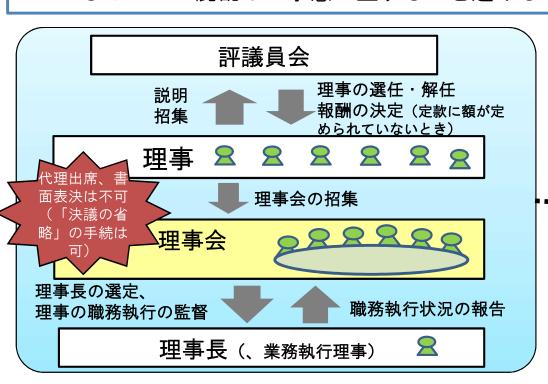
【監事の責任】

・損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

理事会

○理事会の権限等

- · 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- · 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。
- ① 理事会の職務
 - (ア)業務執行の決定(法第45条の13第2項第1号)
 - (イ) 理事の職務執行の監督(法第45条の13第2項第2号)
 - (ウ) 理事長の選定および解職 (法第45条の13第2項第3号及び同条第3項)
- ② 理事に委任することができない事項
 - ・ 社会福祉法人においては、<u>重要な財産の処分及び譲り受け等</u>、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての<u>決定を理事に委任することができない</u>こととしている(同条第4項)。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。



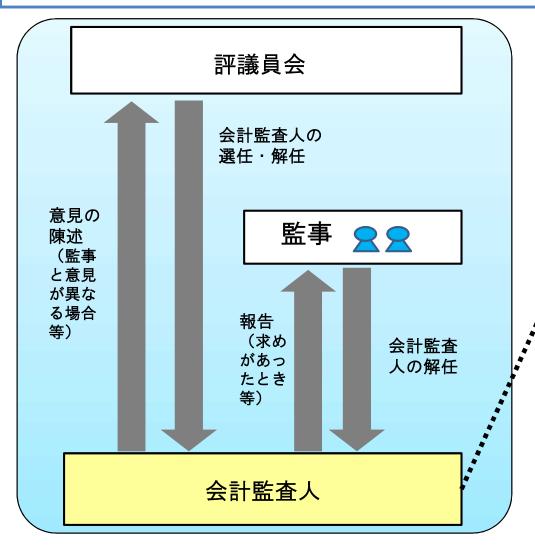
【理事会の権限(主なもの)】

- ·法人の<u>業務執行の決定</u>
- ・理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
- ・利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
 - ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
 - ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 内部管理体制
 - 6 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

4. 会計監査人について

会計監查人

- 会計監査人(公認会計士又は監査法人)は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による 二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われている ときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



【会計監査人の権限(主なもの)】

- ・計算書類等の監査
- ・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求(理事、使用人に対し)
- ・定時評議員会における意見の陳述 (計算書類の適 合性について監事と意見が異なる場合)

【会計監査人の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務 (→理事と同じ)
- ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき)
- ・定時評議員会における意見の陳述(会計監査人の出席を求める決議があったとき)

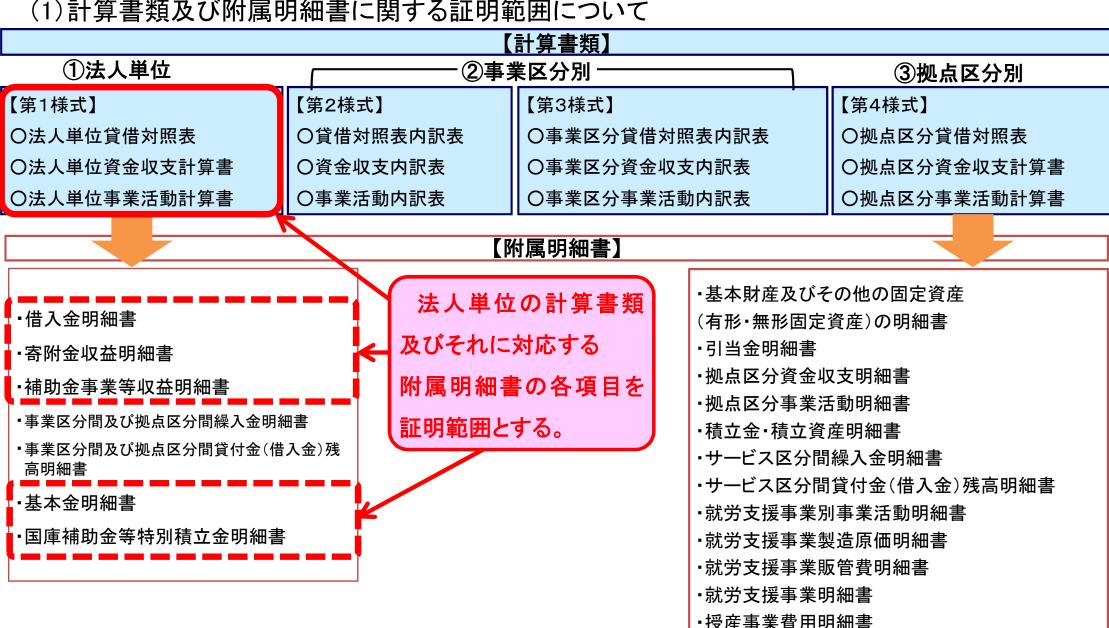
【会計監査人の責任】

・損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益 計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表(第3号第1様式)中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である(施行令第13条の3)。 25

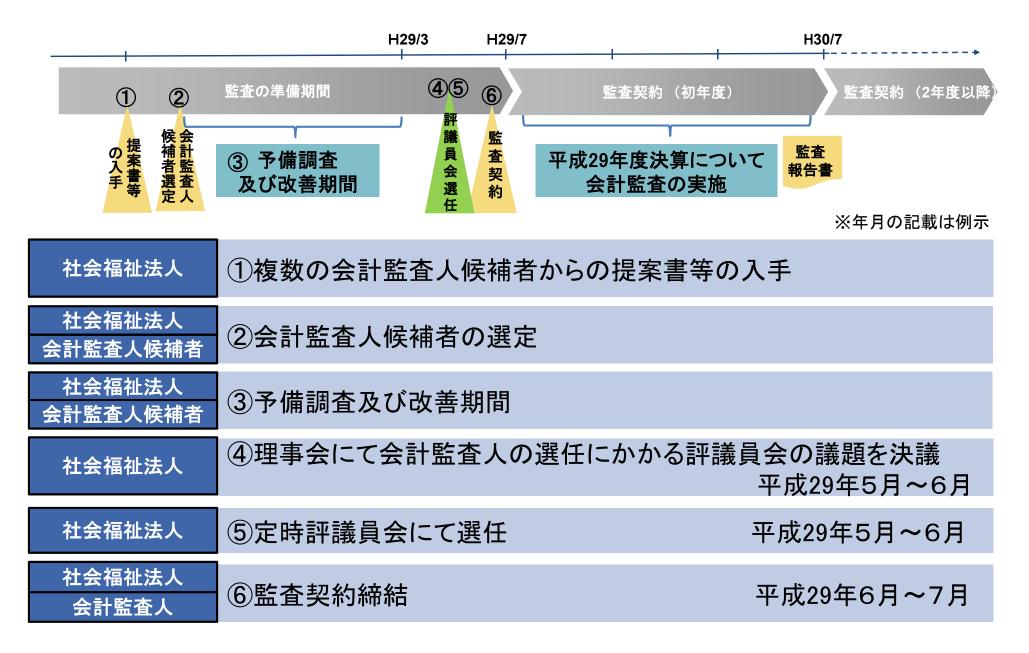
会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)

(1)計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について



※ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても 留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

会計監査人監査に係るスケジュール例



[※] 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

5. 内部管理体制について

内部管理体制について

1. 概要

○ 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(内部管理体制の整備)について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる(法第45条の13第4項第5号及び第5項)。

2. 内部管理体制の内容

※ 一定規模については、会計監査人と同様。

- 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、以下の内容である(施行規則第2条の16)。
 - ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
 - ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<法人における作業の流れ>

① 内部管理体制の現状把握 ・ 内部管理状況の確認、 内部管理に係る規程等の 整備状況の確認 ② 内部管理体制の課題認識

現状把握を通じて、業 務の適正を確保するため に必要な体制と現状の体 制を比較し、取り組むべ き内容を決定

③ 内部管理体制の基本方針 の策定

法人の内部管理体制の 基本方針について、理事 会で決定

基本方針に基づく内部管理体制の整備

基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

6. 役員等の兼務について (特殊関係者含む)

社会福祉法人の役員等の兼務について

1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)
監事	× (公認会計士法)		× (社福法第44条第2項)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第44条第2項)
理事	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)		× (社福法第40条第2項)	0
評議員	× (公認会計士法)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第40条第2項)		× (社福法第40条第2項)
職員	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)	0	× (社福法第40条第2項)	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

		評議員	監事
顧問会計士 顧問税理士	法律面・経営面の アドバイスのみ	0	0
顧問弁護士	記帳代行業務・税理士業務	×	×
財務会計に係る	助言にとどまる場合	0	0
態勢整備状況の 点検等の支援	業務執行に当たる場合	×	×

	会計監査人
記帳代行業務	×
税理士業務	×

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者

A社会福祉法人

役員等

役員

理事(6名以上)



- ※理事のうちには、各理事と、親族等特殊関係者が3人を超えて含まれてはならない
- ※各理事並びに当該理事と、親族等特殊関係 にある者が理事総数の3分の1を超えてはな らない。

兼職禁止

監事(2名以上)



※監事のうちには、各役員と、 親族等特殊関係者が含まれ てはならない。

兼職禁止

兼

職

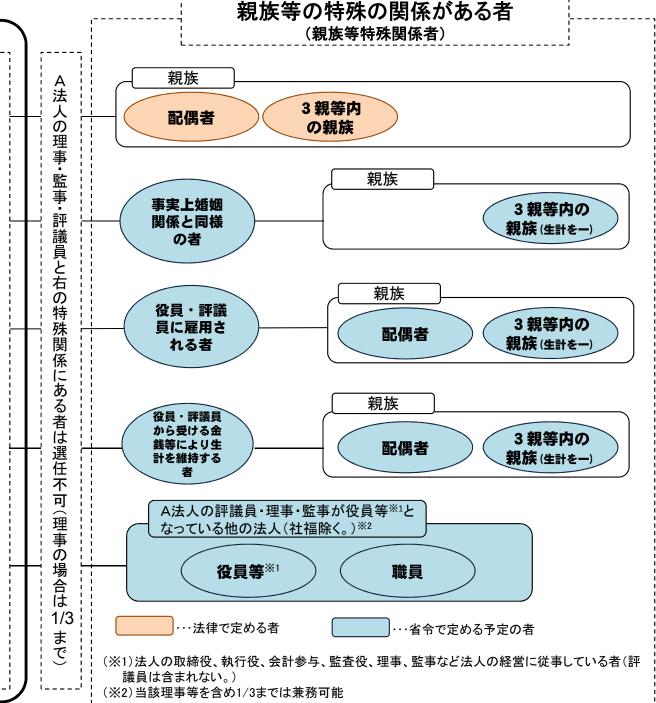
禁

止

評議員(理事定数を超える数)



- ※評議員のうちには、各評議員と、親族等 特殊関係者が含まれてはならない。
- ※評議員のうちには、各役員と、親族等特 殊関係者が含まれてはならない。

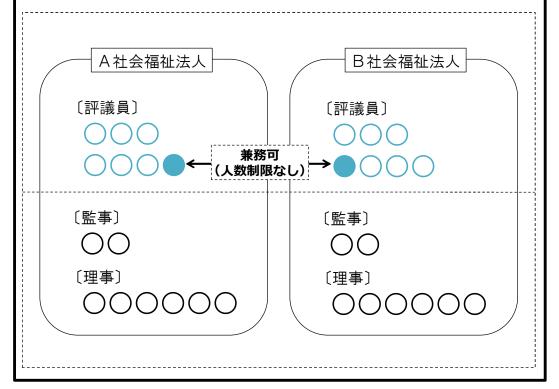


評議員の特殊関係者①

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉 法人の評議員が就任することは可能か。 可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

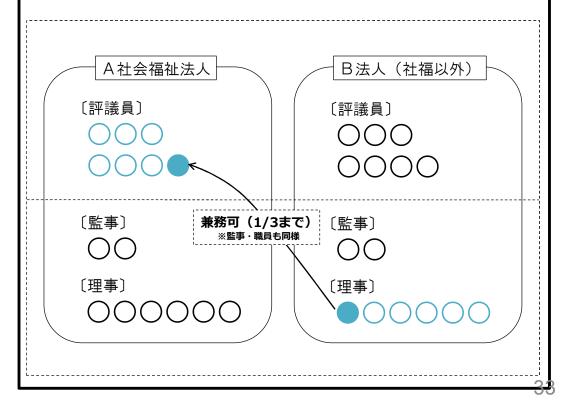
1. 人数に制限なく兼務可能である。



問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉 法人でないB法人の役員又は職員が就任す ることは可能か。

(答)

1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の 評議員とB法人の役員又は職員を兼務して いる者が、A法人の評議員総数の3分の1 を超えて含まれてはならない。

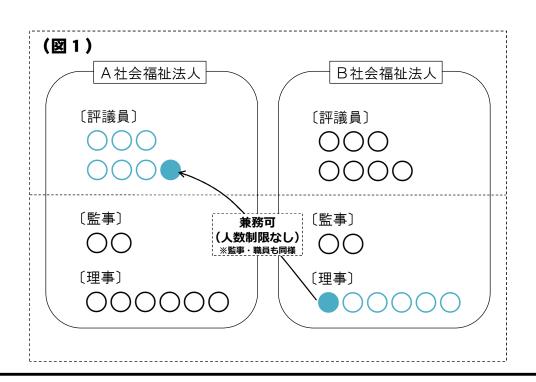


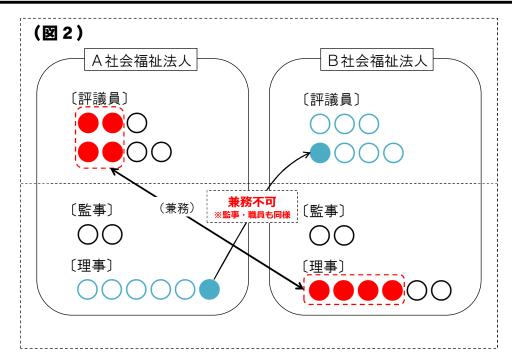
評議員の特殊関係者②

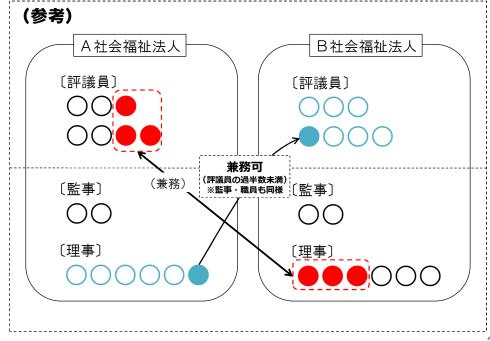
問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人 の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

- 1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
- 2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)







7. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

【評議員の報酬】

○ 評議員の報酬は<u>定款で定めなければならない</u>。

【理事の報酬】

○ 理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

【監事の報酬】

- 監事の報酬は、<u>定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議</u>によって定める。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、 監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。

【会計監査人の報酬】

- 会計監査人の報酬は、<u>監事の過半数の同意</u>を得なければならない。
- ※無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

【区分ごとの報酬総額の公表】

〇 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、 公表。

Q&A

問 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、<u>当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか</u>。

答

1. (略)個人情報の保護の観点から、<u>職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。</u>

(参考2)

社会福祉法人における「契約ルール」及び「調査研究」について

1. 社会福祉法人における契約ルールについて

- 制度改革により、適正かつ公正な支出管理が自律的 <u>に確保</u>できる法人体制となることを前提に、
 - ① 手続面の整備(事前チェック)
 - ② 事後チェック

により、適正な契約を扣保することとし、随意契約が 可能な金額について緩和してはどうか。

- 手続面の整備(事前チェック)
 - · 重要な契約[※]は理事会で決定(法第45条の13第4項)
 - ※ 法人の規模・目的・業務内容は様々であり、絶対的な基準はない。
- <u>:</u>② 事後チェック
 - 契約内容については理事会※へ報告
 - ※ 監事は理事会への出席義務があり(法第45条の18第3項で準用する 一般法人法第101条)、監事による確認が行われる。
 - 相見積等契約事務に係る証憑の保存
 - 所轄庁監査における契約手続の重点的監査

(参考)

- 法改正により、「特別の利益供与の禁止(第27条)」「特別背任罪(第 130条の2) 」「贈収賄罪(第130条の3)」「役員等又は評議員の社会福祉 法人に対する損害賠償責任(第45条の20)」が設けられた。
- 一定規模を超える法人は、会計監査人による会計監 査が実施されることから(任意設置を含む)、法人の 実態に応じた柔軟な対応を可能としてはどうか。

	区分				
		工事又 は製造 の請負	食料 品・物 品等の 買入れ	その他	契約 ルール
		250 万円 以下	160 万円 以下	100 万円 以下	随意 契約可 (2社以上 の相見積)
予	会計監 查人 <u>未</u> 設置法	1000万円以下		随意 契約可 (<u>3社以上</u> の相見積) ※企画競争が 望ましい。	
定価格	人	1	000万円	超	競争入札
	格 会計監 査人 置法人 進築主	て、 に設! (上限報 建築サー	事:20億	を上限	随意 契約可 (<u>3社以上</u> の相見積) ※企画競争が 望ましい。

(参考) 他の公益法人等における契約ルール

		契約ルール(随意契約)に関する規制	
	有無	内容	根拠
国	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 財産の買入れ 160万円以下 物件の借入れ 80万円以下 財産の売払い 50万円以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円以下	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第97 条第2号~第7号
地方自治体	あり	工事又は製造の請負 250万円(130万円)以下 財産の買入れ 160万円(80万円)以下 物件の借入れ 80万円(40万円)以下 財産の売払い 50万円(30万円)以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円(50万円)以下 ※カッコ書きは、指定都市を除く市町村の場合	地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167 条の2第1項、別表第5
独立行政法人		(参考) 国が定めるものと同様の内容を各独法において、会計規程等に 定めている。	_
社会福祉法人	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 食料品・物品等の買入れ 160万円以下 前各号に掲げるもの以外 100万円以下	社会福祉法人における入 札契約等の取扱いについ て(平成12年2月17日社 援施第7号5課長通知)
学校法人	なし	_	_
宗教法人	なし	_	_
更生保護法人	なし	_	_
公益社団・財団法人	なし	_	_
生活協同組合	なし	_	_
医療法人	なし	_	_

(参考) 現行の社会福祉法人における契約ルール

随意契約理由

①予定価格が以下の金額を超えない場合

- ・工事又は製造の請負→250万円
- ・食料品・物品等の買入れ→160万円
- ・上記以外→100万円

②契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- イ 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ロ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、契約の目的として 特定の者と契約を締結する必要がある場合
- ハ 同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい 支障が生じる恐れがある増設改修等の工事で場合
- 二 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- ホ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- へ 食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場 合

③緊急の必要により競争入札に付することができない場合

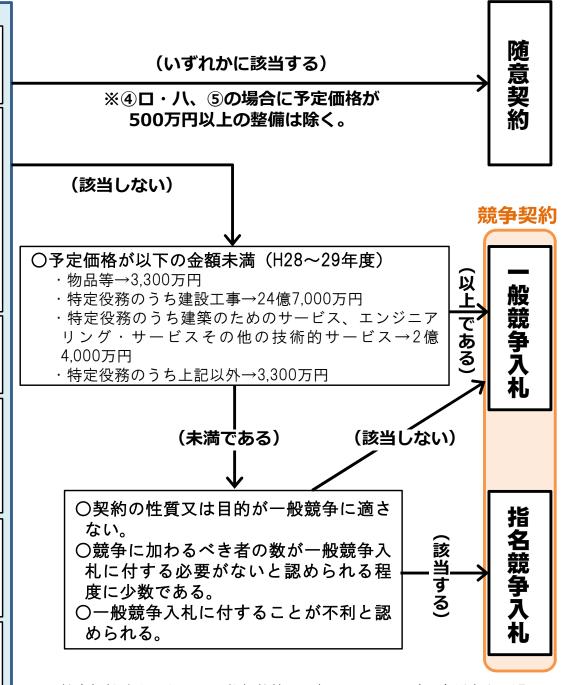
- イ 故障に伴う電気、機械設備等の緊急復旧工事
- ロ 災害発生時の応急工事及び物品購入
- ハ 感染防止の消毒設備の購入など、入所者に緊急対応が必要

④競争入札に付することが不利と認められる場合

- イ 契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者 に履行させることが不利な場合
- ロ 売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある
- ハ 緊急契約でなければ、契約機会を失うか、著しく不利な価格契約になる恐れがある

⑤時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある 場合

- イ 特定業者の多量所有などにより、他の業者よりも有利な価格で購入可 能
- ロ 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利
- ⑥競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合(履行期限以外の予定価格等の入札条件変更不可)
- ⑦落札者が契約を締結しない場合 (落札金額の制限内で、履行期限以外の入札条件変更不可)



※ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成12年2月17日 社援施第7号)等を基に整理

(参考) 契約の種類と内容

		契約の種類	内容
入札	入札(競争入札)		複数の契約希望者を募り、契約希望者が、見積もり金額(入札金額)を記入した札を入札用の箱に 投票し、予定価格を下回って最も安価に入札した業者が原則として受注(落札)することにより契 約を決定する方法をいい、公共事業の受注決定などで多く行われている。
	一般競争入札		入札の実施方法として特に入札の参加要件を限定せず、原則として誰でも参加可能な公開入札をいいます。発注内容に対する施工能力の審査がある制限付一般競争入札や特に高度の技術を要する工事でさらに資格審査を厳しく行う形の公募型指名競争入札などがある。
		最低価格落札方式	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。
		総合評価落札方式	価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式。 価格のみでなく、技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件を評価する必要がある場合に採用される。
	指名		発注者が過去の実績や技術力などをもとに入札参加者をあらかじめ名簿等で選定して行う入札をいう。悪質業者を排除し、信頼性の高い施工が確保できる反面、限定された競争参加者の中で不正行 為が発生する恐れがあり、競争参加者などの情報の扱いに注意が必要となる。
随意	随意契約		特に入札を実施せず、個別折衝の折り合いにより受注者を決定し、締結した契約、契約方法をいう。 特に特定の一業者を指名して行う随意契約を特命随意契約といい、また入札の結果として、落札者 がいない場合に商議により締結する随意契約を不落随意契約という。
	競争性のある随意契約		(企画競争)事業テーマについて、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容を審査した上で一番すぐれた企画を提案した者を契約の相手として決定する。 (公募)設備や技術等の必要条件を具体的に明示して、掲示、Webサイト等で広く参加者を募ることをいう。
	競争的でない随意契約		企画競争等の競争性がなく、個別折衝の折り合いにより受注者を決定し、締結した契約、契約方法 をいう。

2. 社会福祉法人における調査研究について

現状・考え方

- 社会福祉法人は、社会福祉に関する調査研究等は公益事業として実施することが現在も可能。一方、基本財産以外の財産について資産運用の一つとして株式保有等資産運用が認められているが、 未公開株の保有は認められていない。
- 社会福祉法人の財産は、基本財産以外の運用財産であっても社会福祉事業の安定性確保の観点から安全・確実に運用管理することが原則である。ただし、事業の安定性を阻害しない範囲で社会福祉に関する調査研究のために必要不可欠なものであれば、社会福祉法人の財産が有効に活用されるものと考えられる。

今後の方向性

- 以下の要件を満たす場合に、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することを 可能としてはどうか。
 - ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
 - ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
 - ③ 未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること
 - ※ なお、法人が公益事業として社会福祉に関する調査研究を実施するのであれば、当該有価証券(未公開株)は社会福祉充実 残額の算定時の控除対象財産となる。

(参考) 関連通知抜粋

- 〇社会福祉法人審査基準(局長通知) (抄)
 - 第二 法人の資産
 - 3 資産の管理
 - (2)基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって も安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は求められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

- ○社会福祉法人審査要領(課長通知)(抄)
 - 第二 法人の資産
 - (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。
 - ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
 - イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
 - (10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉 法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有割合は、2分の1を超えて はならない。

(参考3)

社会福祉法人における情報の公表について

社会福祉法人における情報の公表について

- 〇 平成28年度(平成27年度決算)からは、社会福祉法第59条の2第2項及び社会福祉法施行規則第10条に基づき、各社会福祉法人は、インターネットの利用(法人HPに限定されません。)により、以下の事項を公表することが求められている。
 - ・・定款
 - 貸借対照表及び収支計算書
 - · 現況報告書(個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除く。)
- 一部の法人において、平成27年度決算が公表されていないケースが見受けられるため、所轄庁においては、法人に対して、周知徹底を図るとともに、適切に指導を行うことをお願いする。

<参考条文>

○社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) (抄)

(情報の公開)

第五十九条の二 (略)

- 2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>遅滞なく</u>、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。一 第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容

(所轄庁への届出)

- 第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。
 - 一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面
 - 二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

(会計

- 第四十四条 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。
- $2 \sim 4$ (略
- 5 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。
- 6 (略)
- ○社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)(抄)

(現況の報告)

- 第九条 法第五十九条第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢
 - 二 前会計年度における事業の概要
 - 三 前会計年度末における主要な財産の所有状況
- 2 法第五十九条の規定による届出は、同条第一号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項についての現況報告書をそれぞれ二通を提出することにより行うものとする。 (公素)
- 第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。